

# くらよし

まちづくりキャッチフレーズ

あふれる笑顔 豊かな緑

交流とふれあいのまち倉吉



## 第5回 加藤伸一少年野球教室 倉吉市営野球場

11月6日、倉吉市営野球場で、今年で第5回目となる「加藤伸一少年野球教室」が開催されました。加藤伸一さんは、倉吉市出身で、元大阪近鉄バファローズ投手。時折小雨の降るあいにくの天気でしたが、11チーム168人が参加して、元プロからの指導を受けました。この教室は、倉吉市野球振興協議会が、市内のスポーツ少年団に登録している小学4年生から6年生を対象に行っているもので、今回は、加藤選手のほか元オリックスブルーウェーブの山崎慎太郎選手、元大阪近鉄バファローズの五十嵐章人選手、東北楽天ゴールデンイーグルスの金田政彦選手が参加して、指導にあたりました。

参加した河北スポーツ少年団野球部の坂手達弥君(小6)は、投球フォームについてアドバイスを受け「これを参考にして、もっとうまくなりたい」と感想を語りました。このほか、プロの投げる球にバッターとして挑戦したり、交流会が行われ、最後に総括として、加藤選手は「大切なのは、平日ごろの練習と、“うまくなるんだ”という気持ち。そのためにも、ずっと野球を好きでいてほしい。応援しています」と感想を述べられました。

### ●主な内容●

- 税特集! この社会あなたの税がきている …2~3
- 保育所入所の申込 …………… 4
- 市議会 10月臨時会報告 …………… 5
- ハート・バリアフリー …………… 6
- 平成17年度 倉吉市表彰 …………… 7
- せきなび/韓日記 …………… 8
- くらしの交差点 …………… 9~14
- ほけん …………… 15
- 伯耆しあわせの郷/キャンパスだより…16

# 2005 11・15

●倉吉市の人口(基本台帳) 52,811人(+ 7)男 25,002人(- 1)女 27,809人(+ 8)世帯数 20,106世帯(+ 51)  
●外国人登録者数 371人(+ 13)男 104人(- 3)女 267人(+ 16)世帯数 316世帯(+ 12) (H17. 10. 31現在)

昭和 16 年 1 月 1 日  
以前生まれの人

# 65 歳以上の人の 市県民税額が大幅に変わります

国の税制改正で、65 歳以上の人の、平成 18 年度の市県民税の年間の税額は、公的年金以外の収入がないと仮定した場合、次の表のとおりと予想されます。（所得控除額に個人差がありますので予想税額に幅が生じます。）

ただし、昭和 15 年 1 月 2 日以前生まれで、所得合計が 125 万円以下（年金のみの人であれば年金収入 245 万円以下）の人の市県民税は、平成 18 年度は税額の 2/3 が控除され、平成 19 年度は 1/3 が控除され、平

成 20 年度以降はその全額が課税されます。

また、障害者手帳をお持ちの人や寡婦（夫）控除を取得される人は予想税額に相違がありますのでお問合せください。

※問い合わせ先：市税務課（☎ 22-8114）



## ■予想税額（定率減税後）（昭和 16 年 1 月 1 日以前生まれの人）

＜被扶養者がいない場合＞

| 年金収入                      | 市県民税                    |                  |
|---------------------------|-------------------------|------------------|
|                           | 平成 18 年度                | 平成 17 年度         |
| 148 万円以下                  | 0 円                     | 0 円              |
| 148 万円超～<br>200 万円以下      | 4,300 ～ 26,000 円<br>※ 1 | 0 円              |
| 200 万円超～<br>245 万円以下      | 4,300 ～ 46,800 円<br>※ 2 | 0 円              |
| 245 万円超～<br>266 万 6,667 円 | 4,300 ～ 56,800 円        | 0 円              |
| 2,666,668 円～<br>300 万円以下  | 4,300 ～ 72,200 円        | 4,300 ～ 33,600 円 |
| 300 万円超～<br>350 万円以下      | 4,300 ～ 95,400 円        | 4,300 ～ 49,500 円 |

＜配偶者を扶養している場合＞

| 年金収入                      | 市県民税                    |              |
|---------------------------|-------------------------|--------------|
|                           | 平成 18 年度                | 平成 17 年度     |
| 148 万円以下                  | 0 円                     | 0 円          |
| 148 万円超～<br>200 万円以下      | 0 円                     | 0 円          |
| 200 万円超～<br>245 万円以下      | 4,300 ～ 31,500 円<br>※ 3 | 0 円          |
| 245 万円超～<br>266 万 6,667 円 | 4,300 ～ 41,500 円        | 0 円          |
| 2,666,668 円～<br>300 万円以下  | 4,300 ～ 57,000 円        | 0 ～ 19,600 円 |
| 300 万円超～<br>350 万円以下      | 4,300 ～ 80,100 円        | 0 ～ 35,500 円 |

（注）昭和 15 年 1 月 2 日以前生まれの人は、※ 1、※ 2、※ 3 については、平成 18 年度には 3 分の 2 控除が受けられます。

## 『寡婦（夫）控除』をご存知ですか

次にあてはまる人は確定申告書を提出することで、寡婦（夫）控除が取得できます。控除内容は、所得控除額が 26 万円または 30 万円で、さらに合計所得金額が 125 万円以下の人であれば市県民税が非課税となります。

とくに、平成 18 年度から年齢 65 歳以上の人は老年者控除が廃止されますので、あてはまる人は申告しましょう。

### 1. 寡婦（女性の場合）・・・次のいずれかを満たしている場合

（1）夫と死別し、または離婚した後婚姻していない人や、夫の生死が不明の人で、扶養親族や総所得金額等の金額が 38 万円以下の生計を一にする子（他の人の扶養親族などとされている子は除く）を有する人

（2）夫と死別した後婚姻していない人や、夫の生死が不明の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人

（注）離別した人の場合は、扶養親族や総所得金額などの金額が 38 万円以下の生計を一にする子がない場合には、この控除にあてはまりません。

### 2. 寡夫（男性の場合）・・・次のすべてを満たしている場合

（1）妻と死別し、または離婚した後婚姻していない人や、妻の生死が不明の人

（2）生計を一にする子（他の人の扶養親族などとされている子を除く）を有し、その子の合計所得が 38 万円以下である

（3）合計所得金額が 500 万円以下である

※詳しくは、市税務課（☎ 22-8114）までお尋ねください。



### 倉吉税務署からのお知らせ

#### 平成 18 年 1 月から 『源泉徴収税額表』がかわります。

定率減税の額が引き下げられ、平成 18 年分以降の所得税から適用されることとなりました。



これにともない、平成 18 年 1 月 1 日以降に支払うべき毎月（日）の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する税額表が、定率減税の額の引き下げを織り込んだものに改められました。

○今年の年末調整に際しては、次の点にご注意ください。

1. 老年者控除については、今年より廃止されています。
2. 配偶者特別控除については、昨年から改正されていますので、計算にはご注意ください。

詳しくは、倉吉税務署へお尋ねください。

※問い合わせ先：倉吉税務署（☎ 26-5561）

### ◎平成 17 年分の還付申告書は

1 月から提出することができます。

来年度の確定申告期間中は、税制改正の影響で申告者が大幅に増え、例年以上に混雑が予想されます。還付申告書を提出される人は、待ち時間の少ない確定申告期間前に申告しましょう。



受付開始日は次のとおりです。

倉吉税務署：平成 18 年 1 月 4 日（水）～

倉吉市役所（予定）：平成 18 年 1 月 16 日（月）～

\*「還付申告」とは、源泉された所得税や予定納税から、払い過ぎた税金の返還を求める申告をいいます。

※問い合わせ先：市税務課市民税係（☎ 22-8114）

### 農業収支計算説明会の開催について

と き：平成 17 年 11 月 30 日（水）

午後 1 時 30 分～ 3 時ごろまで

ところ：関金総合文化センター大会議室

### 高齢者の所得税等の障害者控除

65 歳以上の高齢者（※平成 17 年 12 月 31 日現在で 65 歳に到達している人）については、身体障害者手帳などの交付を受けている人のほか、次のような状態にあてはまる人は、所得税および地方税上の障害者控除の対象となります。

- 精神または身体に障害があり、その程度が身体障害者に準ずる人
- 6 ヶ月程度以上寝たきりで、食事・排便などの日常生活に支障のある人

◎対象者は市長の認定が必要です。

※問い合わせ先：長寿社会課（☎ 22-7851/ FAX 22-7020）



### 倉吉市学校一斉公開日の訂正

毎回多くの人にご来校いただきありがとうございます。

河北中学校区の公開日の訂正をお知らせします。今後も、市民の皆さまのご協力のもとで、学校・家庭・地域が連携して、子どもを育てるよう努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。



| 公開の学校  |                | 公開の日                   |
|--------|----------------|------------------------|
| 河北中学校区 | 上北条小           | 11 月<br>26 日・29 日・30 日 |
|        | 河北中・西郷小<br>河北小 | 11 月<br>28 日・29 日・30 日 |

※公開の時間：午前 8 時 20 分～ 12 時 30 分

○11 月 26 日（土）上北条小学校は収穫祭を行います。

（28 日は振替休業です）

※問い合わせ先：市教育委員会学校教育課

（☎ 22-8166 FAX 22-1638）

### 平成 17 年度「教育を考える会」

それぞれの中学校区で、子どもたちの心身に健やかな成長を願い、学校、家庭、地域社会の様子について話し合いを行います。この会は、昨年度は小学校区単位で実施しましたが、今年度は中学校区単位で実施します。市民のみなさんの多数のご参加をお待ちしております。



テーマ 「子どもに生きる力を育むために」

～子どもを取り巻く環境と問題解決へ向けて～

西中学校区 11 月 29 日（火）午後 7 時～ 会場：西中学校

東中学校区 11 月 30 日（水）午後 7 時～ 会場：東中学校

○久米・河北・鴨川の各中学校区につきましては、日程が決まり次第市報などでお知らせします。

※問い合わせ先：市教育委員会学校教育課

（☎ 22-8166 FAX 22-1638）



# 来春の保育所の入所申込を受け付けます。



平成 18 年 4 月 1 日からの市保育所および市外保育所への入所申込を受け付けています。

- ◆受付場所：市内の保育所へ入所を希望する人は希望する保育所、市外保育所を希望する人は福祉課で受け付けします。
- ◆入所条件：保護者が仕事や病気などの事情で、家庭での子どもの保育ができない場合
- ◆保育時間：午前 7 時ごろから午後 6 時ごろまでですが、保護者の要望に応じて延長保育を実施しています。
- ◆給食：栄養バランスを考えた献立を各保育所で用意。3 歳未満児は主食・副食・おやつ 2 回、3 歳以上児は副食・お

やつ 1 回で主食は持参

- ◆保育料：保護者の負担能力などによって徴収することになっており、前年分の所得税、前年度分の市民税の課税額などに応じて決まります。また、3 歳未満児と 3 歳以上児とは区別し、額が異なります。

※問い合わせ先：福祉課（☎ 22-8100/ ☎ 22-7020）

| 地区名 | 保育所名    | 公・私立 | 開所時間（延長時間含む）        | 特別保育 |     |    |    |        |        | 電話番号          |
|-----|---------|------|---------------------|------|-----|----|----|--------|--------|---------------|
|     |         |      |                     | 延長   | 障害児 | 一時 | 休日 | 支援センター | オープンデー |               |
| 上北条 | 上北条保育園  | 法人立  | 7 時 00 分～ 19 時 00 分 | ○    | ○   | ○  |    |        | 水曜     | 2 6 - 0 0 6 6 |
| 上井  | 上井保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 木曜     | 2 6 - 0 8 6 8 |
|     | あゆみ保育園  | 法人立  | 7 時 00 分～ 19 時 00 分 | ○    | ○   | ○  |    |        | 木曜     | 2 6 - 0 6 3 8 |
|     | ひかり保育園  | 法人立  | 7 時 15 分～ 19 時 15 分 | ○    | ○   | ○  |    |        | 2・4 木曜 | 2 6 - 1 3 8 9 |
| 西郷  | ババール園   | 法人立  | 7 時 00 分～ 20 時 00 分 | ○    | ○   | ○  | ○  | ○      | 2・4 水曜 | 2 6 - 0 2 1 1 |
|     | 倉吉東保育園  | 法人立  | 7 時 15 分～ 19 時 15 分 | ○    | ○   | ○  |    | ○      | 月 2 回  | 2 6 - 3 4 3 6 |
|     | 西郷保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 木曜     | 2 6 - 2 6 4 6 |
| 上灘  | 上灘保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 木曜     | 2 2 - 3 9 1 4 |
|     | どんぐり保育園 | 法人立  | 7 時 00 分～ 19 時 00 分 | ○    | ○   | ○  | △  |        | 水曜     | 2 2 - 0 2 5 2 |
|     | うつぶき保育園 | 法人立  | 7 時 00 分～ 20 時 00 分 | ○    | ○   | ○  |    | ○      | 火・木曜   | 2 2 - 2 9 3 3 |
| 成徳  | 倉吉愛児園   | 法人立  | 7 時 00 分～ 19 時 00 分 | ○    | ○   | ○  | △  |        | 2・4 木曜 | 2 2 - 3 0 7 2 |
|     | めぐみ保育園  | 法人立  | 6 時 45 分～ 20 時 00 分 | ○    | ○   | ○  | △  | ○      | 火曜     | 2 2 - 3 4 8 8 |
| 明倫  | 倉吉西保育園  | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 木曜     | 2 2 - 2 6 8 7 |
|     | ひまわり保育園 | 法人立  | 7 時 10 分～ 19 時 10 分 | ○    | ○   | ○  |    |        | 月 2 回  | 2 3 - 0 9 9 9 |
| 灘手  | 灘手保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 木曜     | 2 2 - 5 4 0 5 |
| 社   | 向山保育園   | 法人立  | 7 時 00 分～ 19 時 10 分 | ○    | ○   | ○  |    |        | 木曜     | 2 3 - 0 8 3 6 |
|     | みのり保育園  | 法人立  | 7 時 00 分～ 19 時 00 分 | ○    | ○   | ○  |    |        | 2・4 火曜 | 2 8 - 0 0 1 8 |
|     | 社保育園    | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 水曜     | 2 8 - 1 7 5 5 |
| 北谷  | 北谷保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 木曜     | 2 8 - 1 4 1 6 |
| 高城  | 高城保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   | ○  |    |        | 木曜     | 2 8 - 2 2 0 2 |
| 小鴨  | 西倉吉保育園  | 法人立  | 7 時 15 分～ 19 時 30 分 | ○    | ○   | ○  |    | ○      | 金曜     | 2 8 - 2 2 2 8 |
|     | 小鴨保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   | ○  |    | ○      | 月～金    | 2 8 - 2 8 3 6 |
| 上小鴨 | 上小鴨保育園  | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 木曜     | 2 8 - 0 3 0 6 |
| 関金  | 関金保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   | ○  |    | ○      | 火曜     | 4 5 - 2 8 5 3 |
|     | 山守保育園   | 公立   | 7 時 20 分～ 18 時 50 分 | ○    | ○   |    |    |        | 月～土    | 4 5 - 2 2 5 3 |

△：在園児のみ実施

●延長：延長保育 ●障害児：障害児保育 ●休日：休日保育 ●支援センター：地域子育て支援センター

●オープンデー：乳幼児とその保護者を対象とした地域への園開放

●一時保育：保育園に入所していない就学前の児童を対象とした緊急・一時的な保育

※この表は、平成 17 年度の事業内容です。

※内容・時間など詳細は各保育園へ問い合わせください。

